論 文

島崎杉雄

目 次

はじめに

- I IFRS 3と IASB [2020] のシナジーの対象とする概念
 - 1 IFRS 3のコアのれんとシナジーの対象
 - 2 IASB [2020] の企業結合の開示の要求
 - (1)経営者の観点とマネジメント・アプローチ
 - (2) 投資者の観点と期待されるシナジーの対象
 - 3 シナジーの対象とのれんの位置づけの変化
- Ⅱ 2021年から2022年の期待されるシナジーに対する議論
 - 1 2021年から2022年の IASB の動向の概要
 - 2 2021年11月16日公表の Staff Paper
 - (1) シナジーの定義とその構成要素
 - (2) シナジーの種類
 - (3) 期待されるシナジーと業務上の機密性
 - (4) 実現されたの定義
 - 3 2022年 4 月26日公表の Staff Paper
- Ⅲ 2023年1月24日公表の IASB Update と Staff Paper
 - 1 2023年1月24日公表の IASB Update と Staff Paper の概要
 - 2 期待されるシナジーに関する定量的な情報
 - (1) 性質により分解されるシナジーと業務上の機密性
 - (2) 2023年までの IASB の議論と Damodaran [2005]

おわりに

参考文献

キーワード:シナジー、コアのれん、IASB、ディスカッション・ペーパー (Discussion Paper: DP)

はじめに

本研究の目的は、2020年から2023年にかけての IASB「企業結合―開示、のれんおよび減損」(Business Combinations — Disclosures, Goodwill and Impairment) のプロジェクトより、シナジー (synergies; 相乗効果)の対象とする概念の変化を整理し、「企業結合のれん」(combination goodwill) から生じる「コアのれん」(core goodwill) の記述に対する変化を明らかにすることである。

2000年代以降ののれんについての会計制度および理論において、のれんの構成要素のなかにシナジーがあるとしたシナジー説¹⁾が通説として提唱されてきた。その代表例が、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) が2008年1月に公表した国際財務報告基準 (*International Financial Reporting Standards: IFRS*) 改訂第3号「企業結合 (*Revised Business Combinations*)」(以降、単に *IFRS 3*とする。) である。

IFRS 3公表以降, IASB は、基準策定のデュー・プロセス (due process) の一環として、2014年 1 月30日公表の「情報要請 適用後レビュー:IFRS 3『企業結合』」(Request for Information, Postimplementation Review: IFRS Business Combinations) (IASB [2014]) を端緒として、プロジェクトが進行し、2020年 3 月にディスカッション・ペーパー (Discussion Paper: DP)『企業結合―開示、のれんおよび減損』(Business Combinations — Disclosures, Goodwill and Impairment) (以下、IASB [2020] とする) が公表され、のれんの事後的測定または開示をテーマとする先行研究が多数報告されている²⁾。

のれんの当初認識時について、またはのれんの概念または本質について検討した国内の先行研究は、 筆者が確認したなかでは、松下 [2022] および島崎 [2023; 2024a] 以外に確認することができず、十分 に検討の余地があると思われる。また、当初認識時におけるのれん概念または本質に対する解釈・知見 について研究の蓄積がなされることで、のれんの事後的測定または開示に関する議論だけでなく、のれ んの会計処理に対して包括的な議論を促進する効果が見込まれることが、本研究の意義である。

IASB [2014] から IASB [2020] に至る間に、シナジー説に基づくのれん概念に変化があったと考えられる³⁾(島崎 [2023] 148-149頁) 本研究は、IASB [2020] 公表以降の *IASB Update* または *Staff Paper* を手掛かりとして、*IFRS 3*におけるのれんの構成要素 4 である「企業結合のれん」と、シナジーの対象とする概念の変化について考察する。

IASB Update または Staff Paper は、2023年1月24日公表の IASB Update (IASB [2023a]) および Staff Paper (IASB [2023b]) までのものを対象とする。その理由は、2023年1月24日公表の IASB Update では、期待されるシナジーに関する定量的な情報について、その性質により分解して開示する ことについて、正式に IFRS 3に追加されることが決定され(IASB [2023a])、それ以降の IASB Update または Staff Paper では、マネジメント・アプローチまたはのれん減損についての議論が中心と なったためである(島崎 [2024a] 50.57頁)。

なお、IASBの「企業結合一開示、のれんおよび減損」プロジェクトの一連の流れを示すと次の通りである 4)。IASB [2020] 公表以降は、回答者よりコメントを受け、2021年9月20日公表の IASB Update において、再審議することを計画され(IASB [2021a])、2022年12月13日公表の IASB Update により、基準設定の作業計画に移行することが決定され(IASB [2022e])、2023年9月19日公表の IASB Update 5)により、デュー・プロセスを公開草案(Exposure Draft: ED)作成への進行が決定された(IASB [2023f])。さらに、2024年3月に公開草案(IASB [2024a])が公表され、2024年7月15日を期日としコメントを募集している。

I IFRS 3と IASB [2020] のシナジーの対象とする概念

1 IFRS 3のコアのれんとシナジーの対象

IFRS 3は、アメリカ財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: FASB)との共同プロジェクトとして、2007年12月に公表した会計基準コード体系(Accounting Standards Codification: ASC)805, Business Combinations(旧 SFAS 141)と共に、2008年1月に公表された。のれんは、次のように定義される。「のれんは、企業結合において取得された、個別に識別できず分離して認識できない他の諸資産から生じる将来の経済的便益を示す資産である。」(FASB [2007] para. 3 (j): IASB [2008] Appendix A、以下、IASB [2008] のみ示す)

上記の IFRS 3ののれん概念は、のれんを差額とし、のれんの構成要素(components of goodwill)からみるという、Johnson and Pertrone [1998] のボトムアップの観点(bottom-up perspective)が採用されている。ボトムアップの観点によれば、のれんは、最も広く解釈すれば、取得企業による支配対価と、被取得企業の純資産帳簿価額を超える購入プレミアム(purchase premium)を上乗せした金額との差額として解釈され、のれんは構成要素に区分される(Johnson and Pertrone [1998] p.294)。IFRS 3におけるのれんの構成要素は、次の表1の通りである。

構成要素 1 取得日時点の被取得企業の純資産の帳簿価額に対する公正価値の超過額。 構成要素 2 取得日以前に被取得企業が認識していないその他の純資産の公正価値。 構成要素 3 被取得企業が有する既存事業の「継続企業」要素の公正価値。 構成要素 4 取得企業の純資産および事業と、被取得企業の純資産および事業との結合することから期待されるシナジーおよびその他の便益の公正価値。 構成要素 5 対価を評価する際の誤謬から生じる、取得企業によって支払われる対価の過大評価。 構成要素 6 取得企業による過大支払または過少支払。

表 1 IFRS 3におけるのれんの構成要素

出典: FASB [2007] para. B313; IASB [2008] para. BC313より筆者作成。

構成要素 3 および構成要素 4 が、概念上ののれんであり、構成要素 3 および構成要素 4 が、買入のれんの一部として生じた際⁶⁾、これらを総称して「コアのれん」(core goodwill) とする (IASB [2008] para. BC313)。Johnson and Pertrone [1998] は、構成要素 3 を「継続企業のれん」(going-concern goodwill) とし、構成要素 4 を「企業結合のれん」(combination goodwill) としている (Johnson and Pertrone [1998] p.295)。構成要素 3 および構成要素 4 は、表 1 に加え、次の通りに説明される (IASB [2008] para. BC313)。

構成要素3: 継続企業の要素は、当該純資産を別々に取得しなければならなかったとした場合に、予想されるよりも高い収益率を、確立された事業が純資産の集合体に対して稼得する能力を表すものである。当該価値は、当該事業の純資産のシナジーおよびその他の便益(例えば、独占的利益を得る能力、法的および取引コストの両面から潜在的な競争市場へ参入に対する障壁を含む、市場の不完全性に関する要因など)から生じる。

構成要素 4: 期待されるシナジーおよびその他の便益は、企業結合ごとに特有のものであり、異なる 企業結合では異なるシナジーが創出され、したがって異なる価値が創出される。

構成要素 3 (継続企業のれん) は、被取得企業または被取得企業の事業において、既に生じているシナジーおよびその他の便益の価値である。これは、企業結合が行われるかどうかに関わらず生じている企業固有のシナジーとして捉えることができる⁷⁾。構成要素 4 (企業結合のれん) は、企業結合によって生じることが期待されるシナジーである。これは、取得企業または被取得企業単体では生じず、取得企業および被取得企業が、企業結合を通じて1つの実体となることでのみ生じる企業結合固有のシナジーである。このように、*IFRS 3*または Johnson and Pertrone [1998] は、のれんの構成要素のうち、コアのれんをシナジーとするものの、コアのれんの性質により、シナジーも差異があると考えられる。以上のことから、*IFRS 3*のコアのれんとシナジーの対象について整理すると、次の通りである。

- ① *IFRS* 3の概念上ののれんは、ボトムアップの観点に基づき、差額であるのれんは、のれんの構成要素により区分される。
- ② のれんの構成要素のうち、概念上ののれんは、構成要素3 (継続企業のれん) および構成要素4 (企業結合のれん) にある。
- ③ 継続企業のれんおよび企業結合のれんが、企業結合を通じて、買入のれんの一部として、発現または顕在化した部分がコアのれんである。
- ④ コアのれんは、シナジーである。継続企業のれんから生じたコアのれんは、企業結合以前から被取得企業において生じている既発生のシナジーであり、企業結合のれんから生じたコアのれんは、取得企業および被取得企業が、企業結合を通じて1つの実体となることで生じることが期待されるシナジーである。

2 IASB [2020] の企業結合の開示の要求

IASB [2020] は、経営者および投資者の観点から、企業結合(acquisitions; 買収)⁸⁾と当該企業結合に関する情報の開示の要求について予備的見解(*preliminary view*)を示している。ここでは、それぞれの観点に基づき、IASB [2020] が要求する開示事項について整理する。

(1) 経営者の観点とマネジメント・アプローチ

IASB [2020] は, *IFRS 3*の企業結合の主な目的を開示するという要求(IASB [2008] para. B64 (d))から,経営者の観点から,次のことを開示するという要求に置き換えることを予備的見解とする(IASB [2020] para. 2.10,以下,同文献の場合,para. のみ示す)。

- ① 企業結合を実行したことの戦略的根拠 (strategic rationale)
- ② 取得日 (acquisition date) 9) における当該取得についての経営者の目的
- ①は、企業結合の根拠を会社(companies)¹⁰⁾の全体的な事業戦略(business strategy)と関連付けることで、提供される情報を、より有用にすることができる可能性があるとする(para. 2.11 (a))。②は、経営者の目的は、投資者が企業結合の事後的なパフォーマンス(subsequent performance)¹¹⁾を評価す

るのに有用な情報の基礎となる。この目的に関する情報は、会社が、その事業を購入した(bought)理由、およびどのような資産、シナジーおよび他の便益に対して、会社が支払ったのかを投資者が理解することにも有用である(para 2.12)。

そこで、経営者が、企業結合の事後的なパフォーマンスに関して開示する情報は、会社の経営者が企業結合の目的に対して、当該企業結合の進捗度をモニターし、測定するために使用する情報および指標を反映すべきであるとされる(para. 2.15)。これは「マネジメント・アプローチ」(management approach)と呼ばれ、会社は、企業結合の目的を果たしているかどうかをモニターするために経営者が使用している情報を開示することを要求される(para. 2.15)。

IASB [2020] は、経営者の企業結合の戦略的根拠または目的を示すことを要求する。マネジメント・アプローチにより、企業結合の目的の達成における進捗度をモニターするために使用している情報を会社に開示させることを要求している。これにより、投資者が、企業結合が会社の経営者の設定した目的に対して、どれだけ進捗しているのかを理解することが可能となり、経営者が当該企業結合のパフォーマンスをどのように管理しているのかを理解するのに有用となることを想定している¹²⁾ (para. 2.16 (c))。

(2) 投資者の観点と期待されるシナジーの対象

次に、IASB [2020] は、投資者の観点から、開示する情報について次の通り述べる。投資者が必要としているのは、会社が事業を取得した(acquired)理由、およびどのような資産、シナジーおよびその他の便益に対して、会社が支払ったのかを理解できるようにするためとし、取得した事業(acquired business)に対する対価が合理的であるかどうかを評価するためにこの情報を使用する(para. 2.57)。

また、投資者は、企業結合についての経営者の目的が果たされているかどうかも理解したいと考えている。彼らは、企業結合から、経営者の期待された便益を実現する能力について、評価するためにこの情報を使用する。また、投資者は、企業結合の事後的なパフォーマンスが、取得した事業に対して経営者が合理的な対価を支払ったことを示しているかどうかも評価したいと考えている。この情報は、投資者がパフォーマンスを評価すること、および事業を取得する意思決定について、経営者に説明責任をより効果的に求めることを可能にする(para、2.58)。

さらに、投資者が望む情報は、のれん自体に関するものではなく、会社が取得した事業に対して支払った対価を支払った理由についてのより良い情報であるとする¹³⁾ (para. 2.62)。このように、投資者は、のれんの金額自体よりも、支払対価そのものの情報が有用であり、企業結合に対する経営者の目的、企業結合の事後的なパフォーマンスを通した経営者の評価を求めているとされる。

会社の経営者が事業を取得するための対価に同意した際に、経営者の期待した便益をよりよく理解することが可能となる情報が、期待されるシナジーの性質、時期および金額に関する情報であるとする (para. 2.63)。シナジーの達成は、企業結合の重要な目的であることが多い。シナジーに関する情報は、支払った対価が合理的だったかどうかを投資家が評価することに有用であり、当該シナジーの達成における進捗度について投資家が経営者に説明責任を求めることにも有用であるとする。(para. 2.63)。

IASB [2020] の予備的見解として、企業結合が生じた年度において次の開示を要求している (para. 2.64)。

- (a) 取得した事業の営業部門 (operations) と、会社の事業を結合することで生じる期待されるシナジーの記述
- (b) シナジーが実現すると期待される時期
- (c) シナジーの金額または金額の範囲の見積り
- (d) 当該シナジーを達成するためのコストまたはコストの範囲の見積り

利害関係者は、シナジーが定量化が困難であることが多いと考えているが、IASBは、経営者が取得した事業に対する対価に同意した際に、期待されるシナジーの見積りを既に行っているであろうと考えている。会社は、期待されるシナジーについては、ある一時点の見積もりを提供することは要求されず、範囲を示すことができる(para 2.66)。

また、期待されるシナジーを開示するうえで、業務上の機密がある(commercially sensitive)可能性があるが、会社が、シナジーをどのように実現する意図であるのかに関する詳細な計画の開示を会社に要求するつもりではなく、IASB は、会社に開示する要求する情報の業務上の機密性(commercially sensitivity)は限定的であると判断している(para. 2.67)。IASB は、期待するシナジーに関する情報は、取得の時点での経営者の目標を反映するものであり、将来予測的な情報ではないと考えている(para. 2.67)。

のれんは直接には測定できず残余(residual)として測定されことから、のれんを成り立たせる(constitute)様々な要因のすべてを提供することは可能ではないとする。IASBは、認識されたのれんを取りまとめる(make up)その他の要因の定性的な記述の提供を引き続き会社に要求し、会社は、この定性的な記述が経営者が事業を取得するための対価に同意した際に考慮した便益を投資者が理解するための十分な情報を提供するかどうか、検討することが必要としている(paras. 2.68)。

このように、IASB [2020] は、投資者の観点より、投資者は、のれんの金額自体よりも、支払対価が有用な情報であり、企業結合に対する経営者の目的、企業結合の事後的なパフォーマンスを通した経営者の評価を求めている。支払対価は、経営者の期待した便益をよりよく理解することができる情報であり、それは、期待されるシナジーの性質、時期および金額に関する情報として反映される。経営者が企業結合の際に、取得する事業への支払対価は、期待されるシナジーを見積もった結果であり、期待するシナジーに関する情報は、企業結合の時点での経営者の目標を反映するものである。

上述の通り、IASB [2020] は、のれんは直接には測定できず残余(residual)として測定されるとし (paras. 2.67)、のれんは、直接には、測定できず、したがって残余として当初測定される(para. 3.107 (a))とする。したがって、貸借対照表上に、のれんを除く資本合計の金額を表示することを会社に要求すべきか、過去にアメリカの実務で導入されていた持分控除法を検討に加えている¹⁴ (para. 3.107)。

3 シナジーの対象とのれんの位置づけの変化

以上のことから、*IFRS 3*および IASB [2020] のシナジーが対象とする概念について整理すると、当該概念が変化したと考えることができる。

まず、IFRS 3は、コアのれんそのものをシナジーとしている。継続企業のれんから生じたコアのれ

んは、企業結合以前から被取得企業において生じている既発生のシナジーであり、企業結合のれんから 生じたコアのれんは、取得企業および被取得企業が、企業結合を通じて1つの実体となることで生じる ことが期待されるシナジーである。

それに対して、IASB [2020] は、経営者の観点から、経営者の企業結合の戦略的根拠または目的を示すことを要求し、マネジメント・アプローチにより、企業結合の目的の達成における進捗度をモニターするために使用している情報を会社に開示させることを要求する。これにより、投資者が、企業結合が会社の経営者の設定した目的に対して、どのように進捗しているのかを理解することが可能となり、経営者が当該企業結合のパフォーマンスをどのように管理しているのかを明らかにすることができる。

また、投資者の観点から、企業結合に対する経営者の目的、企業結合の事後的なパフォーマンスを通 した経営者の評価を反映するものが、企業結合時の支払対価であるとする。支払対価は、企業結合に よって期待されるシナジーを見積もった結果であり、期待されるシナジーに関する情報は、企業結合の 時点での経営者の目標を反映するものである。

このように、IASB [2020] は、のれん概念についての検討はなされていないものの、企業結合によって(期待される)シナジーの対象またはシナジーに関する情報は、経営者の目標または企業結合の目的であり、支払対価に反映されているとした。これは、IFRS3の構成要素 4 (企業結合のれん)が、「企業結合から期待されるシナジー」とする定義について、かかるシナジーの概念と、経営者の目標または企業結合の目的を結び付け、定義または概念をより明確化、もしくは記述の拡充を図ったと考えられる。

Ⅱ 2021年から2022年の期待されるシナジーに対する議論

1 2021年から2022年の IASB の動向の概要

本研究では、次に、IASB における期待されるシナジーに対する議論について整理する。IASB [2020] の予備的見解は、2021年9月20日公表の IASB Update (IASB [2021a]) において、再審議していく計画が立てられることが明らかとなった(IASB [2021a])。2021年から2022年にかけての期待されるシナジーに関連する IASB Update および Staff Paper の概要とその動向を整理すると次の通りである 15 。

まず、2021年11月16日公表の *IASB Update* (IASB [2021b]) は、*IFRS 3*における開示の要求事項の改善について議論している。また、2021年11月16日の公表の *Staff Paper* (IASB [2021c]) において、スタッフの分析結果および議論の経緯が示されている。IASB [2021b] は、企業結合から生じる期待されるシナジー (Expected synergies arising from a business combination) について、次の2点について、予備的見解に対するフィードバックの諸側面について議論した。

- (a) シナジーの金額または金額の範囲の見積り
- (b) シナジーがいつ実現すると見込まれるかの開示を企業に要求するか

コメント提出者から指摘された実務上の懸念をより良く理解するために、IASB は利害関係者と事例のテストをしている。それらの事例をテストする目的上、IASB は次の①および②関する情報の開示の事例を示すべきであると決定し、③および④について暫定的に決定している(IASB [2021b])。

- ① 性質別に分解した期待されるシナジーの合計額(例えば、収益合計、コスト合計及び他の種類のシナジーについての合計)
- ② シナジーから期待される便益がいつ開始するのかおよびどれだけ続くのか(これには、それらのシナジーが一時的と見込まれるのか経常的と見込まれるのかを企業が識別することが必要となる)
- ③ 「シナジー」を定義しない。
- ④ 予備的見解の他の具体的側面に対するフィードバックの結果として予備的見解に変更を行わない。

次に、2022年4月26日公表の IASB Update (IASB [2022a]) では、予備的見解に対する議論のみが行われた。Staff Paper (IASB [2022b; 2022c]) のうち、IASB [2022b] では、IASB スタッフは、企業結合の事後的なパフォーマンスに関する開示情報、および企業結合から期待されるシナジーに関する定量的な情報(quantitative information)を、企業に対して開示することを求めるという IASB の予備的見解に基づき利害関係者から挙げられた実務の懸念におけるさらなる調査が実施され(IASB [2022b] p.1、para.2)、当該目的は、スタッフの調査の要約を IASB に対して提供することであった(IASB [2022b] p.2、para.3)。

続いて、2022 年 9 月20日公表の IASB Update では、企業結合が行われた報告期間において、企業結合から期待されるシナジー(synergies expected from a business combination)に関する定量的な情報を企業が開示するという要求を IFRS 3に追加する提案をすることを暫定的に決定した 16 (IASB [2022d])。これにより、IASB [2020] では、期待されるシナジーに関する情報が、定性的な記述であったものが、定量的な情報として、開示されることが決定された。

上記の IASB Update および Staff Paper では、IASB [2020] の予備的見解を踏まえ議論が重ねられていくなかでは、IFRS 3におけるコアのれんおよびのれんの構成要素に関する議論はなされていない。もっぱら、IASB [2020] において示された、経営者の観点または投資者の観点を踏襲し、企業結合の開示の要求事項について明確化が図られている。加えて、期待されるシナジーについて、より具体的に開示の要求事項について検討がされた。

そこで、本研究では、期待されるシナジーに関する議論とその経緯を明らかにするために、2021年11月16日公表の *Staff Paper* (IASB [2021c]) および2022年4月26日公表の *Staff Paper* (IASB [2022b; 2022c]) に焦点を当てる。

2 2021年11月16日公表の Staff Paper

IASB [2021c] の目的は、企業結合から期待されるシナジーについて定量的な情報(quantitative information)を開示することを企業に要求するという IASB の予備的見解に対するフィードバックの諸側面の分析を、IASB に対して提供すること(IASB [2021c] p.1, para.1, 以降、同文献である場合は、p. および para. のみ示す)であるとする。以下では、(1)シナジーの定義とその構成要素、(2)シナジーの種類、(3)期待されるシナジーと業務上の機密性、および(4)実現されたの定義の4つの論点より、IASB [2021c] について整理する。

(1) シナジーの定義とその構成要素

IASB [2021c] では、スタッフ提案 (Staff recommendations) として、次の4点を挙げている (p.2, para.4)。

- (a) シナジーについて定義しない。
- (b) 業務上の機密性 (commercial sensitivity) についての懸念が維持されるかどうかを評価するためのさらなる調査という条件が、期待されるシナジーの総額より1つ下位のレベルにおけるシナジー、すなわち、収益、コストまたは他のシナジーの総額のレベルにおいて、についての定量的な情報を企業に開示することを要求する。
- (c) シナジーが実現することが期待される時点に企業が開示することを要求するのではなく、シナ ジーが期待される開始時点より生じる便益、そしてそれらの便益の期待される存続期間について の情報を企業が開示することを、代わりに要求する。
- (d) それらの予備的見解の他の変更を加えない。

まず、(a) のシナジーについて定義しなかったことに関して、IASB [2020] の作成中から、IASB は、シナジーを定義するかどうか、またするとしたらどのように定義するかについて議論してないと指摘する (p.5, para.15)。さらに、スタッフは、シナジーを定義する必要は無いとして、特に、次の4点の理由を挙げている (pp.5-6, para. 16)。

- ① IASBの予備的見解は、*IFRS 3の* para. B64 (e) における要求事項を拡大したものである。この para. は、シナジーがのれんを形成する (make up) 重要な要因である限り、期待されるシナジー に関する定性的な情報を、企業が開示することを既に要求しており、シナジーをさらに定義する必要はないとする。
- ② IASB [2020] の作成中のフィードバックは、利用者が期待されるシナジーについての定量的な情報をもっと必要であることを提案していた。しかし、フィードバックは、企業が期待されるシナジーを適切に識別していないということを提案してはいない。
- ③ *IFRS 3*は、シナジーは定義していない。しかし、*IFRS 3の* para. BC313は、被取得事業のゴーイング・コンサーンの要素に関連において、シナジーに関する記述が含まれている。
- ④ 「シナジー」を定義する必要はないというスタッフの観点があるにも関わらず、本 Staff paper の paras. 19-23は、IASB がシナジーを決定した場合に、提案できる可能性のあるシナジーの定義について検討している。それらの定義は、IFRS 基準におけるシナジーの記述および他の当該用語の他 の一般的な定義から引用する。それらの para. (項) において述べられるように、これらの定義および記述は類似しており、それは、シナジーの一般的な理解が既にある可能性があり、それゆえ、用語を定義する必要はないことを示唆している。
- ①は、IASB [2020] では、のれんとシナジーを結びつける検討がなされていなかった。しかし、IASB [2021c] では、*IFRS 3*と同様にシナジーがのれんを構成する要素であることを認めている。また、③については、既述の通り、*IFRS 3*の構成要素 3(継続企業のれん)のなかで、シナジーについての記述があることを確認した通りである。

IASB [2021c] は、シナジーの定義する必要性を否定しつつも、検討を加え、シナジーの定義を示している(paras. 19-24)学術な定義として、Damodaran [2005] の定義¹⁷⁾に加えて、Collins の英語辞典の定義および Oxford の英語辞典の定義について紹介している(pp.6-7、paras. 21-22)。仮に、IASB がシナジーを定義するのであれば、スタッフは、次のシナジーの記述によりシナジーを定義することを考えているとする(p.7、para. 23)。

- (a) 2つまたはそれ以上の企業の結合から生じる。言い換えれば、それらは企業結合の結果として 生じる。
- (b) 区別して検討した場合の企業の価値の合計よりももっと大きい

前頁の③が、IFRS 3の構成要素 3 (継続企業のれん)を指しているのに対して、上記の (a) および (b) は、既述の通り、IFRS 3の構成要素 4 (企業結合のれん)に相当する定義が示されていることが 分かる。さらに、IASB [2020]では、シナジーの対象を構成要素 4 (企業結合のれん)とすることで、その当該シナジーの概念をより明確にし、または構成要素 4 (企業結合のれん)に対する記述の拡充を 図ったことと整合的である。

(2) シナジーの種類

続けて、企業が開示するシナジーの種類を明確にするかどうか、また、どのようにするかについても検討している(pp.7-9、paras. 25-35)。そして、シナジーの種類を明確化することにより、シナジーの定義も不要になる可能があると考えていることを述べている(p.6、para. 18)。シナジーの種類の検討するうえで、シナジーの定義同様、Damodaran [2005] の 2 つのシナジーのタイプを挙げている(p.8、paras. 25-35; Damodaran [2005] pp.4-5)。

- (a) 営業シナジー (operating synergies)
 企業が、現在の資産からの営業利益の増加、成長性の増加またはその両方について可能にする。
- (b) 財務シナジー (financial synergies)

より高いキャッシュフローまたはより低い資本コスト (割引率), もしくはその両方をもたらすまた, 議論の経緯において, コストシナジー (cost synergies) と収益シナジー (revenue synergies), 他のタイプのシナジー, 例えば税金のシナジーに関する定量的な情報を求めるコメント回答者もいたとする (p.8, para. 28)。

これらのフィードバックを踏まえ、スタッフは、提供する作成者にとって実務的な可能性も、またある利用者に対する、より有用な情報は、シナジーの総額より1つ下位のレベルである期待されるシナジーについての定量的な情報であると考えている。それは、コストシナジーの総額と収益シナジーの総額のようなものである(p.8, para. 29)。

シナジーを種類別に示すことは、2020年におけるフィールドワークにおいて話を聞いたほとんどの企業が、買収プロセスの一部分として、収益、コストその他のシナジーの合計よりも低いレベルで期待されるシナジーを見積もることを行っている。したがって、期待されるシナジーの定量的な情報を、シナジーの総額の1つ下位のレベル、すなわち総収益、コスト、その他のシナジー効果のレベルで集計し、開示することは可能であると考える(p.8, para. 30)。

(3) 期待されるシナジーと業務上の機密性

企業結合から生じると期待されるシナジーに関連して、業務上の機密性(commercial sensitivity)に関する懸念についても検討がなされている。コメント回答者は、潜在的な事業再編に関する情報を提供する場合、または企業の原価基準(cost base)の理解について顧客や競合他社により利用される場合、期待されるシナジーに関する情報が業務上の機密がある(commercial sensitive)という可能性を示唆している(p.8, para. 31)。

しかし、スタッフは、例えば、コストシナジーのレベルの定量的な情報において、業務上の機密があるということはないだろうと考えている。この集計された情報レベルは、企業の原価構造の仕組みがどのようになっているかについての情報を、競合他社に与えるためには、十分な詳細さは無いであろうとする。加えて、例えば、期待される余剰解雇(redundancies)についての詳細な情報を、企業が提供することを要求するものではない(p.9. para.32)。

期待される収益シナジーの合計と期待されるコストシナジーの合計に関する定量的な情報を開示することは、業務上の機密性があるわけではなく、これらのシナジーがどこで生じるかについて詳細な内訳を開示することは、シナジーの達成に影響を与える可能性があるという理由から、業務上の機密性がある可能性があると、述べている (p.9, para.34)。

業務上の機密性に関する懸念が残っているか評価するために、さらなる調査を行うことを条件とし、企業は、シナジーに関する定量的な情報を、期待されるシナジーの合計よりも1つ下位のレベル、すなわち収益、コストまたは他のシナジーの合計のレベルで開示すべきとする (p.9. para. 35)。

(4) 実現されたの定義

次に、「実現された」(realised)の定義について検討を加えている。IASBの予備的見解では、企業結合から生じる期待されるシナジーが「実現」されると期待される場合に、企業に説明を求めている (p.3, para. 7; p.9, para. 36)。また、IASB [2020] へのフィードバックでは、シナジーが実現される時期について、2つの可能な理解があることが確認された (p.9, para. 36)。

- (a) 企業が期待されるシナジーからの便益に対して施策を講じた(taken steps)場合
- (b) 期待されるシナジーから生じた便益の持続期間 (duration)

また、スタッフが、確認した情報では、多くの買収企業が買収時に期待されるシナジーについて、プレス・リリースおよびマネジメント・コメンタリーで情報を開示している。期待されるシナジーの定量的な情報を開示している企業は、買収後に予定された年数内に達成される「年間で期待されるシナジーのランレート」(企業結合から生じる継続的なコストまたは収益シナジー)を引用することが多く、次のような情報を提供する (pp.10-11, para. 40)。

- (a) 企業がシナジーから生じる便益が開始するか期待される時点(年間のシナジーのランレート達成の計画が完了すると期待される時点)
- (b) シナジーから生じる便益の期待される持続期間 (一般にシナジーの年間ランレートとして数値を引用することは、企業がシナジーの期間の定めなく継続すると期待していることを示す。)

したがって、スタッフは、企業が、期待されるシナジーから生じる便益の開始時、およびその便益が

期待される期間の両者について、情報を提供することは可能であると考えている。スタッフは、期待されるシナジーがいつ実現するかについての情報を開示することを、企業に要求するのではなく、期待されるシナジーから生じる便益がいつ開始すると期待されるか、また、それらの便益が期待される持続期間について開示することを企業に要求することを IASB に対して提案している (p.11, para. 41)。

3 2022年4月26日公表の Staff Paper

2022年4月26日公表の Staff Paper (IASB [2022b; 2022c]) では、期待されるシナジーについて、次のように述べている。IFRS 3の para. 64 (e) は、企業結合が生じた年度において、次のことを企業に開示することを要求する。それは、企業結合からの期待されるシナジーのように、認識されたのれんを形成する (make up) 要因の定性的な記述(qualitative description)である。利用者は、この要求が、通常、企業の役に立たない一般的な(generic)記述を提供するという結果となることを述べている。利用者は、のれんそのものについての情報ではなく、企業が事業を買収するためにその価格を支払ったかという理由をよりよく理解するために役立つ情報を望むと述べた(p.4, para. 11)。

この理由に対して、IASBの予備的見解は、企業結合が生じた年度において、企業が開示することを次のように要求している (p.5, para. 12)。

- (a) 被買収企業の事業と企業の事業が結合することにより期待されるシナジーの記述
- (b) シナジーが実現することが期待される時点
- (c) それらのシナジーの見積りの金額または金額の範囲
- (d) それらのシナジーを達成するための見積りの金額または金額の範囲

シナジーは定量的にすることが困難な場合が多いという懸念の反応において、IASB [2020] の para. 2.66は、経営者が事業に対する価格に合意するときに期待されるシナジーを見積もるという IASB の期待について述べている。企業は、一時点の見積りを提供することは要求されないが、範囲を提供することは可能であるとする (p.5, para. 13)。

以上をふまえ、IASB [2022b] は、企業が開示した情報の見直し(pp.6-7、paras. 16-20)と、スタッフの事例の開発および利害関係者とともに議論(pp.7-8、paras. 21-25)を行っている。また、IASB [2022b] におけるスタッフの事例において、利害関係者との議論を示したものが、もう一方の *Staff Paper*(IASB [2022c])である(IASB [2022b] p.8、para. 26)。

このように、IASB [2022b] では、経営者および利用者(投資者)の観点から、開示内容の変更に基づく検討がなされているが、2021年11月16日の *Staff Paper* (IASB [2021c]) によりスタッフの提示を踏襲するもので、期待されるシナジーに関して、新たに理論的な展開が見られるものではない。もう一方の IASB [2022c] は、期待されるシナジーに関する議論の整理・集約が図られている。IASB [2022c] に関しては、IASB [2023b] において、整理・要約されている(IASB [2023b] p.9、paras. 34-36)と考えられるため、後述するものとする。

Ⅲ 2023年1月24日公表の IASB Update と Staff Paper

1 2023年1月24日公表の IASB Update と Staff Paper の概要

2023年1月24日公表の *IASB Update* (IASB [2023a]) は、期待されるシナジーと定量的な情報について正式に *IFRS 3*に追加することを決定した。具体的には次の通りである (IASB [2023a])。

- (a) 期待されるシナジーに関する定量的な情報をカテゴリー別に開示する(例えば、収益シナジーの合計額(total revenue synergies), コストシナジーの合計額(total cost synergies)および他の種類のシナジー(other type of synergy)のそれぞれについての合計額)。
- (b) カテゴリー別の合計額の開示が、免除規定 (exemption) の要件を満たすケースについて、全カテゴリーについての合計額としての開示が、カテゴリー別の合計額に免除規定を適用する理由を解消し得るかどうかを検討し、解消し得る場合には、全カテゴリーの合計額を開示する¹⁸⁾。
- (c) 期待されるシナジーの各カテゴリーを明示することによってシナジーを記述する。
- (d) シナジーから期待される便益が、いつ開始すると見込まれるのか、そしてどれだけの期間にわたり続くのかを開示する。この開示は、シナジーが有限と見込まれるのか期限不確定と見込まれるのかを識別することを企業に要求することとなる¹⁹⁾。

また、2023年 1 月24日公表の IASB Update (IASB [2023a]) と併せて、Staff Paper (IASB [2023b]) が公表されている 20 。 IASB [2023b] は、期待されるシナジーに関する情報が有用であること(IASB [2023b] pp.3-4、para.9、以降、同文献である場合は、p. および para. のみ示す。)、期待されるシナジーに関する開示には価値関連性があり(value relevant)、有用であることを学術的なエビデンスが明らかにしていること(p.4、para.10)、さらに多くのコメント回答者が、期待されるシナジーに関する定量的な情報は、業務上の機密がある(commercial sensitive)可能性があることである(p.4、para.12)と述べている。

2 期待されるシナジーに関する定量的な情報

(1) 性質により分解されるシナジーと業務上の機密性

IASB [2023b] は、性質により分解されるシナジー(synergies disaggregated by nature)について、IASB [2021b; 2021c] による議論と予備的見解を列挙している(IASB [2023b] p 5, paras.16-18, 以降、同文献である場合は、p. および para. のみ示す。)。そこで、スタッフによる事例および調査をフィードバックとして、情報の有用性(Usefulness of information)(pp.6-7, paras. 21-25),情報の業務上の機密性(Commercial sensitivity of information)(pp.7-9, paras. 26-33),および公的な利用可能な情報(Publicly available information)(p.9, paras. 34-36)について整理している。

まず、情報の有用性について、IASB [2020] に回答した利用者の多くが、期待されるシナジーに関する情報が有用であると述べていること、さらにコストシナジーおよび収益シナジーの間のシナジーの分解に関する情報が必要であるとの回答も少なからずあったとする (p.6, para. 21)。

そこで、スタッフの事例をテストした際、ほとんどの利用者は、スタッフの事例に掲載されている集

計のレベル(すなわち、収益シナジーの総計およびコストシナジー総計)が、有用な情報を提供すると述べている。そして、期待されるシナジーに関する定量的な情報は、性質によって分解されるべきであるということに同意している(p.6. para. 24)。

しかし、また、ほとんどの利用者は、より分解されたレベルで期待されるシナジーを開示することは、企業が、業務上の機密性のある情報を開示することになるかもしれない理解している。しかし、スタッフの事例による情報の分解のレベルに同意するある利用者は、企業がそのような分解された情報を開示するかどうかについて懐疑的(sceptical)であった(p.6, para. 24)。

ある利用者は、期待されるシナジー効果についての情報が、性質によるものではなくむしろ、財務諸表の計上の項目によって分解されるべきであると述べている。その利用者は、そのようにすることが、利用者が企業結合の効果を、より正確なモデルにするのに役立つと述べている(p.7. para. 25)。

また、期待されるシナジーに関する定量的な情報が業務上の機密性のある情報を開示することになるかもしれないことについて、さらに、業務上の機密性の具体的な例についても検討がなされている²¹⁾ (pp.7-9, paras. 26-32)。

また、スタッフの見解では、スタッフの事例や財務諸表以外で示される情報のエビデンスに対するフィードバック²²⁾は、性質により分解して開示する定量的な情報を要求することは、多くの場合、業務上の機密性がないことを裏付けるものであった(p.11, para. 38)。

情報の潜在的な機密性について、IASB [2020] の回答者によって挙げられた懸念の一部は、性質によってのみ分解された情報により解決されるだろうと、スタッフは考えている。例えば、コストシナジーの情報を総合的に開示することで、企業は計画的な余剰解雇の数または存在を開示する必要はない (p.11, para. 39)。スタッフは、para.8 (a) の期待されるシナジーの記述は、期待されるシナジーの性質についての記述を明らかにすることにより、より明確にできると考え、どこでシナジーが生じると期待されるかを正確に説明するものではないとする (p.11, para. 40)。

また、性質によって分解されたシナジーを開示することによる、業務上の機密性への影響の懸念については、IASB [2022c] および IASB [2022d] で議論され、暫定的な決定がなされた通り、免除規定により残された利害関係者の懸念に対応することとしている(pp.11-12, paras. 42-43)。

スタッフは、次のように述べている。IASBは、免除規定と期待されるシナジーについての定量的な情報を開示する要求の間の相互作用について明確にすることができると、スタッフは、考えている。性質により分解した期待されるシナジーの情報が、免除規定に当てはまると企業が結論付けた場合、適用指針は、合計レベルにおける期待されるシナジーに関する情報(すなわち、性質により分解しないもの)で開示することにより、業務上の機密性に関する懸念を解決できるか検討することを、企業に求めることができると考えている(p.12, para. 44)。

利用者のニーズと作成者のフィードバックの最良のバランスがある特定の状況において、期待されるシナジーについての定量的な情報について、性質によってのみ分解して開示することと、情報の開示に対する免除規定があることを組み合わせることであると、スタッフは考えているとする (p.12, para. 45)。

加えて, IASB [2021b; 2021c] の通り、シナジーを定義しないことの予備的見解について、性質によ

りシナジーを分解することを企業に求め、またシナジーの性質がことなる事例のいくつか (例えば、収益シナジーの総額、コストシナジーの総額)を含めることにより、IASBによって定義されるシナジー求めるのに対するフィードバックに有用である可能性があると考えている (p.12, para. 46)。以上をスタッフの提案を整理すると、次の3点に集約されている (p.12, para, 47)。

- ① 性質により分解された期待されるシナジーの合計についての定量的な情報を開示することを要求 する。例えば、収益合計、コスト合計、およびその他のタイプのシナジーの合計である。
- ② シナジーの開示が要求される集計レベルと、免除規定に付随する適用指針を連携させる。当該適用指針は、性質により期待されるシナジーを開示すると結論付けた企業が、全体レベルにおけるその情報(すなわち、性質により、分解しないもの)を開示することが、業務上の機密性に関しての懸念を解決できるかどうか検討することを要求するものである。
- ③ 被買収企業の事業と企業の事業を結合することによって期待されるシナジーの記述は、シナジー の性質を記述することであると説明される。

(2) 2023年までの IASB の議論と Damodaran [2005]

以上のことを、これまでの IASB における議論と併せて整理すると、次の通りである。2021年11月16日公表の Staff Paper (IASB [2021c])では、シナジーについて定義しないものの、期待されるシナジーの種類を明確にする提案がなされた。IASB [2023b]は、期待されるシナジーの種類を、性質により分解し、定量的に開示することを求めた。その際、性質により分解することは、企業または経営者の裁量が問われ、業務上の機密性があると判断される場合は、開示に対する免除規定を活用することもできるとする。

IASB [2020] および IASB [2021c] では、シナジーの対象を構成要素 4(継続企業のれん)に限定し、その概念を明確にし、または記述の拡充を図る方向性であった。それに対して、IASB [2023b] は、期待されるシナジーの種類を、性質により分解させ、定量的に開示することで、経営者の目標または企業結合の目的をより明らかにすることで、情報利用者の有用性を高めようとしていると考えられる。

また、性質により分解されるシナジーの例として、IASB [2023b] では、2021年11月16日公表の $Staff\ Paper\ (IASB\ [2021c])$ における、次の言及を踏襲していると考えられる。それは、「利用者に対する、より有用な情報は、シナジーの総額より1つ下位のレベルである期待されるシナジーについての 定量的な情報であると考えている。それは、コストシナジーの総額と収益シナジーの総額のようなものである」(IASB [2021c] p.8, para, 29)。

IASB [2021c] では、Damodaran [2005] を引用して、営業シナジーと財務シナジーを挙げているが、IASB [2023b] ではそれらについての検討がなされず、コストシナジーおよび収益シナジーを例としているのか、その理由について、考察すると次のことが考えられる。

Damodaran [2005] は、営業シナジーおよび財務シナジーについて、タイプに分類し(Damodaran [2005] pp.4-5、以下、同文献の場合、p. のみ示す)、営業シナジーの評価方法(pp.6-20)と、財務シナジーの評価方法(pp.20-28)について論じている。Damodaran [2005] は、企業価値の DCF のフレームワークに着目したうえで、営業シナジーは、企業が現在の資産からの営業利益の増加、成長性の増加または

その両方について可能にするものであり、キャッシュ・フローの増加として現れるのに対して、財務シナジーは、より高いキャッシュ・フローまたはより低い資本コスト(割引率)もしくは、その両方について可能にするものであり、キャッシュ・フローと割引率の両方に影響を与えるものと結論付けている(p.47)。

また、DCFのフレームワークにおけるいずれのインプットが、シナジーの評価に適しているか検討 すべきであるとし、営業シナジーをコストシナジー (cost synergies) と成長シナジー (growth synergies) とに分類し、影響を受けるインプットについて挙げている (p.10)。

コストシナジーは、最もモデル化しやすい営業シナジーである。 1 度のコスト削減は、当該期間中のキャッシュ・フローを増加させ、削減額の現在価値分だけ、企業価値を増加させる。継続的なコスト削減は、長期的な営業利益率(および利益)に影響を与えることで、企業価値により大きな影響を与える。企業価値は、その結果生じる高い利益(およびキャッシュ・フロー)の現在価値によって、長期的に増加する (p.10)。

成長シナジーは、より多くの異なる方法から生じるため、より複雑である。成長シナジーには、少なくとも、3つのタイプがある(p.10)。

- ① 結合企業 (combined firm) は、それぞれの企業が単独で生み出すことができたよりも、より高い投資収益を稼得することができ、ゆえに、成長率を増加させるかもしれない。
- ② 結合企業は、両者が単独で投資できたよりも多くの投資先を見つけるができるかもしれない。その結果、より高い再投資率(reinvestment rates)が成長率を増加させる。
- ③ 結合企業は、同業他社と比較して、個々の企業よりもはるかに強力な競争力を持つことになる。 当該結果(payoff)は、結合企業より長い期間に渡り、超過リターンおよび成長を維持することが できる。

以上より、コストシナジーおよび成長シナジーも共に、将来的に期待されるキャッシュフローの増加として現れる。コストシナジーはその性質上、削減できるコストが多く、限界である傾向があり、一方で成長シナジーは、しばしば無制限であり、その実現に対する懐疑心によってのみ制約されるとする(pp.10-11)。

Damodaran [2005] の通り、IASB [2021c] および IASB [2023b] は、企業価値を主眼として、期待されるシナジーについての定量的な情報をインプットとして、コストシナジーおよび成長シナジー (IASB における収益シナジー) を示すことで、両シナジーは、企業結合後の企業の将来的なキャッシュ・フローの増加として発現するということを想定していると考えられる。また、Damodaran [2005] は、企業結合における支払対価とシナジーは一致するが、シナジーとのれんは、関連性が無いことを指摘する(Damodaran [2005] p.9)。IASB は、のれんの構成要素 4(企業結合のれん)について、期待されるシナジーの概念を明確に説明しようと試みていたが、結局のところ、IASB [2021c] および IASB [2023b] を通して、支払対価および期待されるシナジーの価値そのものが重視され、のれんは単なる差額としての位置づけとされ、ボトムアップの観点に基づくのれんの構成要素という観点自体は、シナジーを説明するための一種のフレームワークもしくは手段として機能していると考えられる。

おわりに

本研究の目的は、2020年から2023年にかけての IASB の「企業結合―開示、のれんおよび減損」のプロジェクトより、シナジーの対象とする概念の変化を整理し、*IFRS 3*の構成要素 4、すなわち、企業結合のれんから生じるコアのれんの記述に対する変化を明らかにすることであった。

IFRS 3は、コアのれんそのものがシナジーとするシナジー説に基づくものであった。IASB[2020] は、(買入)のれんは、直接的に測定できず、したがって残余として当初測定されるものとし、それ以上の言及がみられない。IASB [2020] は、IFRS3の構成要素 4(企業結合のれん)が「企業結合から「期待されるシナジー」とする定義について、かかるシナジーの概念と、経営者の目標または企業結合の目的を結び付け、定義または概念をより明確化し、もしくは記述の拡充を図ったと考えられる。

IASB [2020] では、*IFRS 3*に準じて、期待されるシナジーは、定性的な情報の記述の開示に留められていたが、2021年11月16日公表の *IASB Update* (IASB [2021b]) および *Staff Paper* (IASB [2021c]) を契機として、期待されるシナジーは、定量的な情報として開示すること、性質により具体化する方向へ転換した。そして、2022年9月20日の *IASB Update* (IASB [2022d]) において、期待されるシナジーの定量的な情報は、開示目的、または情報開示の免除規定などともに、それらの要求が *IFRS 3*に加わることが決定された。

IASB [2020] では、のれんとシナジーを結びつける検討がなされていなかったのに対して、IASB [2021c] では、*IFRS 3*と同様に構成要素 3(継続企業のれん)に対して、シナジーがあることを認めている。それに対して、期待されるシナジーの対象としているのは、構成要素 4(企業結合のれん)であり、IASB [2020] と同様に、その概念を明確にし、または記述の拡充を図っていると考えられる。

2023年1月24日の IASB Update (IASB [2023a]) は、期待されるシナジーの定量的な情報について、カテゴリー別に開示すること、開示することに対する免除規定、または、シナジーから期待される便益が、いつ開始すると見込まれるのか、そしてどれだけの期間にわたり続くのかを開示すること等が決定された。

シナジーをカテゴリー別とする観点は、2022年4月26日の Staff Paper (IASB [2022b]) で引用された Damodaran [2005] に基づく。Damodaran [2005] は、シナジーの分解を行い、シナジーとのれんは、関連性が無いことを述べ、IASB もこの視点と同様に、期待されるシナジーとのれん概念の議論を切り離していると考えられる。IASB は、構成要素 4「企業結合のれん」を、期待されるシナジーと結びつけ、説明しようと試みたが、結局のところ、支払対価または期待されるシナジーの情報そのものが重視され、のれんは単なる差額として位置づけられた。ボトムアップの観点に基づくのれんの構成要素という思考は、シナジーを説明するうえでのフレームワークもしくは手段として機能していることに留まっていると考えられる。

注

1) のれんは、次の3つの所説に分類されることが一般的である。それは、超過利益説 (excess earnings concept) (超過利潤的暖簾観)、潜在的無形資産説 (hidden assets concept) (または、識別不能無形資源説・無形財的暖簾観)、および差額説 (residuum concept) (残余的暖簾観) である (Tearny [1971] pp.42-43; 梅原「2000〕9頁: 山内「2010〕34-36頁)。

これに対し、島崎 [2018] は、超過利益説と潜在的無形資産説は、超過利益を生み出す源泉がのれんか、または超過利益自体がのれんそのものかとう相違点であり、両者は、同じ事象をどちらの方向から見ているかという違いと解釈している(島崎 [2018] 164頁)。超過利益説では、のれん自体を超過利益とみなし、その超過利益の資源として、識別不能無形資源を想定していると解釈できる。また、潜在的無形資産説では、のれんを超過利益に対する識別不能無形資源であるとみなしていると考えられるからである(島崎 [2018] 164頁)。

差額説は、のれんを、企業価値(株主価値)と識別可能純資産の差額とするものである。差額説は、Canning [1929] を代表とする総合的評価勘定説、およびシナジー説(相乗効果説)に大別される。総合的評価勘定説とシナジー説の差異は、シナジー説が、単なる差額としてではなく、のれん自体にシナジーとして価値を見出すかどうかである(島崎 [2018] 165頁)。シナジー説は、Miller [1973] を端緒とし、Colley and Volkan [1988]、Ma and Hopkins [1988]、および Johnson and Pertrone [1998] によって展開される。Colley and Volkan [1988] は、次の通りに述べている。「のれんに内在する要素が相互に関連しているため、それらの要素に適切な金額を割り当てることが困難であることを指摘した。その一方、これらの相互作用により、買収企業にとっての被買収企業の価値は、被買収企業の個別の企業としての価値を上回り、2つの企業の結合においてシナジーをもたらす」(Colley and Volkan [1988] pp.36-37)

- 2) IASB [2020] 公表以降の国内の先行研究の例として、実証的研究の分野においては、井上 [2022], 張・三浦 [2022], 野口 [2022], 向 [2021b; 2022], 花村 [2023] などがある。規範的・記述的研究の分野では、山田 [2021; 2022], 石川 [2022], 斎藤・福井 [2022a; 2022b], 松下 [2022], 宮原 [2022], 向 [2021a], 渡邉 [2022], および島崎 [2023; 2024a; 2024b] などがある。また、レビューをおこなった先行研究として、宮宇地 [2020; 2021a; 2022b] および浅見ほか [2021; 2022] が挙げられる。
- 3) IASB [2014] から IASB [2020] までの議論の過程で、「コアのれん」(core goodwill) (IASB [2008] para. BC316) がのれんの本質であり、シナジーを生じさせるとするシナジー説とする解釈から、のれんはあくまで残余であり、広義の意味で差額説と解釈する方向性に変化したことが考えられる(島崎 [2023] 148-149頁)。また、IASB [2020] の示唆するのれん概念は、Johnson and Pertrone [1998] のシナジー説の範疇では説明できない。それは、取得企業および被取得企業の両者によりのれん概念を検討する必要性があり、Ma and Hopkins [1988] が述べるシナジーより、補完的に説明することができる(島崎 [2023] 136頁)
- 4) IASB [2020] 公表以降の IASB Update または *Staff Paper* については、島崎 [2024a] において整理されている。
- 5) IASB [2023f] では、FASB との合同セッションとして、次の2点についても議論されている。
 - ① 「企業結合―開示,のれん及び減損」のプロジェクトにおける新しい基準書の修正を提案すべきかどうかを検討。
 - ② 公表予定の IFRS 会計基準「公的説明責任のない子会社: 開示」(Subsidiaries without Public Accountability: Disclosures) (新基準書) の維持管理に対する合意されたアプローチの詳細についての 議論。
- 6) 本文中において、「構成要素 3 および構成要素 4 が、買入のれんの一部として生じた際」として表現した理由は、次の通りである。Johnson and Pertrone [1998] および *IFRS 3*によるボトムアップの観点およびのれんの構成要素は、のれん概念もしくは、概念上ののれんについて検討したものである。したがって、企業結合によって生じる制度会計上の買入のれんの金額は、必ずしも一致しないと考えられる。構成要素 3 (継続企業のれん) および構成要素 4 (企業結合のれん) の範疇のうち、買入のれんとして、発現または顕在化しない部分が想定され得るからである。
- 7) 構成要素 3 (継続企業のれん) に関しては、斎藤・福井 [2022b] に詳しく検討がなされている。

- 8) 本研究は、"acquisitions" を訳出する際、"acquisitions" が、取引である場合は、「企業結合」として訳出する。その理由は、IASB [2020] において、"acquisitions" について、次のように言及されているからである。「本ディスカッション・ペーパー全体を通じて、'acquisitions' という用語は、*IFRS 3*「企業結合」(*Business Combination*) の範囲内の企業結合を指し、取得企業が1つまたはそれ以上の事業の支配を獲得する取引またはその他の事象と定義される。」(IASB [2020] p.5, footnote 1)
- 9) 上記の注8) に対して、"acquisition date" のように、取引以外の用語である場合、適する訳である「取得日」(acquisition date) として訳出している。
- 10) IASB [2020] では、"company" または "companies" の用語が使用されていることから、「会社」として訳 出している。
- 本研究では、"subsequent performance"を、「事後的な業績」と訳出せず、あえて「事後的なパフォーマンス」と訳出している。その理由は、2点ある。1点目は、「業績」と訳出すると、狭義には、利益、または損益計算書の本体の会計情報を示す解釈が生まれるため、これを防ぐためである。2点目は、"subsequent performance"が、財務情報以外の情報も含む比較的広範な開示情報を指していると考えられるからである。「企業結合の事後的なパフォーマンスに関して開示する情報は、会社の経営者が企業結合の目的に対して、当該企業結合の進捗度をモニターし、測定するために使用する情報および指標」(IASB [2020] para. 2.15)であり、「これらの指標は、財務的なものである場合(例えば、シナジーの金額、利益指標、および資本利益率)も、非財務的なものである場合(例えば、市場占有率、スタッフの定着率、および製品の販売)もあり、その両方である場合もある」(IASB [2020] para. 2.16 (d))とする。したがって、「パフォーマンス」としてカタカナで表記している。
- 12) IASB [2020] は、開示する情報について、次の通りの結論を下している。まず、「開示する情報の種類に関する自由選択を会社に与えるものではない。」(IASB [2020] para. 2.16 (b)) 次に、「開示される要求が、他の会社が開示する情報と異なる可能性があるが、この情報を開示する主な目的は、他の会社の企業結合との比較可能性を提供することではない。」(IASB [2020] para. 2.16 (c)) さらに、「経営者が、企業結合をモニターしていない場合には、その事実を開示することが投資者にとって有用である可能性がある。」(IASB [2020] para. 2.16 (d))

また、検証可能性について、次の点については、検証可能であるとしている(IASB [2020] para. 2.17)。

- (a) 開示される情報が,経営者が企業結合をモニターするために受け取っている情報であるかどうか。
- (b) 当該情報がどのように作成されたかについて適切な説明があるかどうか。
- (c) 当該情報が、表現しようとしている内容を忠実に表現しているかどうか。

さらに、経営者が、企業結合を、経営者の当初の期待との比較ではモニターしていない事実、およびその理由を開示することを会社に要求すべきであるとする(IASB [2020] paras. 2.19-2.20)としている。また、経営者が企業結合の進捗度をモニターするために使用する指標が、時の経過と共に変更される場合、変更を行ったことを変更の理由とともに開示し、改訂後の指標を開示することを要求すべきであるとする(IASB [2020] paras. 2.21)。

- 13) IFRS 3では、会社がのれんを構成する要因の定性的な記述を提供するという要求に対して、投資者が、会社が有用でない概略的な(generic)記述を提供する結果となっていることが多いと述べている(IASB [2020] paras. 2.62)。
- 14) 持分控除法については、梅原 [2000] において、アメリカの GAAP における持分プーリング法とともに詳しく整理されている(梅原 [2000] 128-132頁)。また、Catlett and Olson [1968] は、持分控除法を支持しているが、この点について、次のように説明している。「企業結合を実施するために、分配される現金の一部は、被取得企業ののれんを表す。その現金部分は、実際は、被取得企業に期待される将来超過利益の比例的な取分と交換される、存続株主のための支払である。のれん要素における本質的価値は、株主に帰属し、将来利益を見越しての株主のための前払分支出を表す。(中略)財の支出は、相当額だけ企業の分離可能な資源および財産権における株主持分を減少させる。買入のれんを株主持分の減少として処理する会計処理方法は、この事実を明示する。」(Catlett and Olson [1968] p.90)
- 15) 2021年から2022年のIASB「企業結合―開示,のれんおよび減損」のプロジェクトの動向およびその議論

については、島崎 [2024a] において整理している (島崎 [2024a] 40-47頁)。

- 16) 2022年9月20日公表の IASB Update (IASB [2022d]) については、島崎 [2024a] において整理している (島崎 [2024a] 45-47頁)。
- 17) IASB [2021c] では、Damodaran [2005] ののれんの定義を次の通り示している。「2つの企業の組み合わせにより生じる付加価値 (additional value) であり、2つの企業が独立した営業活動においては利用することができなかった可能性のある機会を生み出す。| (Damodaran [2005] p.3)
- 18) また、b.については、*Staff Paper* の IASB [2023b] においても、適用指針についても言及されており、 次の通りである。

当該適用指針は、企業に次のことを要求する。それは、性質によって期待されるシナジーを開示することによって、全体のレベル(それが、性質によって分解されることがない)で情報が開示されることが、業務上の機密性(commercial sensitivity)について考慮することを解消できるかどうか、考慮する免除規定を適用される可能性がある(IASB [2023b] p.2, para. 5)。

また、2023年7月25日公表の *IASB Update* および *Staff Paper* では、適格子会社 (eligible subsidiary) について、シナジーに関する定量的な情報について、免除規定が適用されることが決定された (IASB [2023d]; IASB [2023e] p.5, para. 16)。適格子会社とは、2024年公表予定の IFRS 会計基準「公的説明責任のない子会社:開示」 (*Subsidiaries without Public Accountability: Disclosures*) の認識、測定、および表示の要求、さらに、開示の要求を適用する予定のものを指す。なお、当該会計基準における開示の要求は、関連する IFRS 会計基準ごとにグループ化される予定である (IASB [2023e] p.2, para. 3)。

19) 2023年 1 月24日公表の Staff Paper (IASB [2023b]) では、次の通りに議論がされている。まず、IASB [2023b] では、2021年11月の IASB [2021b; 2021c] の議論を掲載している (IASB [2023b] pp.13-14, paras. 48-55, 以降、同文献である場合は、p. および para. のみ示す。)。そして、スタッフの事例をテストした際、ほとんどの利用者は、シナジーから期待される便益がいつ始まるか、またはそれらのシナジーが繰り返し期待されるか、についての情報は特にコメントがされなかった。ある利用者は、期待されるシナジーが期待による便益が開始される時点を評価するための情報が、彼らに必要であると述べている (pp.14-15, para. 56)。

スタッフの事例に対して回答した作成者の一部は、買収プロセスの一部として、シナジーから期待される 便益がいつ始まるか、またそのシナジーがいつまで続くかについて見積もりを行っていると述べている。そ のうち 1 社は、不確定な耐用期間で期待されるシナジーと耐用期間のあるシナジーを区別していると述べている (p.15, para. 57)。それに対して、シナジーは不特定な耐用期間であるため、シナジーが持続すると予想される期間を見積もることが不可能である意見 (p.15, para. 58) や、コメントをしないが、社内で入手可能な情報を反映しているなどのコメントを述べた (p.15, para. 59) ことを整理している。

そこで、スタッフ分析として、次の点を整理している。スタッフの事例をテスト、および企業結合のサンプルとして扱った企業からのテストのエビデンスは、企業が、シナジーから期待された便益がいつ始まるかについての情報を開示し、それらのシナジーが耐用期間があるか不特定な耐用期間かを示すことが可能であることを示した(p.15, para. 61)。加えて、当該情報は有用であるとしている(para. 15, para. 62)。

- 20) 2023年1月24日のIASB Update (IASB [2023a]) と Staff Paper (IASB [2023b]) に加えて, IASB [2020] の概略 (IASB [2023c]) が公表されているが、シナジーに関する新たな記述は見られないため、本研究では取り上げない。また、IASB [2023b] は、本研究で列挙する以外にも、次の2点について整理されている。
 - ① 2022年4月26日公表の Staff Paper (IASB [2022b]) によって決定した事項 (IASB [2023b] p.5, para.12) である、IFRS 3において企業が開示する要求と、IASB [2020] 公表後に検討されている予備的見解であり (IASB [2023b] p.3, paras. 6-8)
 - ② 2021年11月16日の IASB Update (IASB [2021b; 2021c]) および2022年9月20日の IASB Update (IASB [2022d]) についての予備的見解と議論 (IASB [2023b] pp.4-5, paras.13-15)。
- 21) 情報の業務上の機密性の論点では、IASB [2020] に回答した作成者は、期待されるシナジー効果についての情報は、業務上の機密性があると可能性があると述べたことを指摘する(IASB [2023b] p.7, para. 26, 以降同文献である場合は、p.および para. のみ示す。)。これら作成者の数名は、業務上の機密性があると考えられる情報を示し、事例には、次のような情報が含まれている(p.7, para. 27)。

(a) 製品の製造のコストまたは製品マージン

回答者の数名は、この情報が企業の商品価格を下げる競合他社により、または、計画的なコスト削減が財またサービスのより低い価格に反映されるという顧客の需要により、使用される可能性があると述べている。

(b) 従業員および特に将来の再構築計画

回答者の数名は、この情報を開示することが、余剰解雇(redundancies)に関連した情報の開示に関わる従業員の法的な権利と闘争する可能性があると述べている。

(c) 契約で支払われる方法

ある回答者は、期待されるシナジーについての情報が、将来の企業結合における取引先の企業が、 ある企業が、その将来の企業結合で望んで支払う最大の価格を見積もることを可能にさせるだろう。

IASB [2020] の回答者のうち、1名の作成者を含む数名は、期待されるシナジーに関する定量的な情報の業務上の機密性に懸念を抱いている。しかし、その情報が十分に集約されたレベルで開示されていれば、そのような懸念は、避けることができると述べている(p.7. para, 28)。

あるフィールドワーク参加者が予備的見解についての議論は、次の通りである。期待される収益シナジーの総額と期待されるコストシナジーの総額についての定量的な情報の開示が、業務上の機密性があるのではなく、当該開示が、当該シナジーの達成へ影響を与える可能性があるため、当該シナジーの発生が期待させる場合の詳細な内訳について開示する(pp.7-8, para. 29)。

スタッフの事例についての回答において、多くの作成者は、シナジーの性質によって分離された期待されるシナジーについての定量的な情報(例えば、収益シナジーの総計)は、業務上の機密性が無いだろうと、述べた。これらの作成者は、企業は通常そのような情報を財務諸表以外の文書で開示することが多いと述べている。これは、スタッフの調査結果(paras. 34-36)と一致している(p.8, para. 30)。

しかしながら、スタッフの事例に対する多くの作成者の回答は、期待されるシナジーに関する定量的な情報を、たとえ、性質によってのみ分解しても、業務上にとても機密性があるため、要求すべきではないと述べた。それらの作成者は、そのような情報について次のよう述べている(p.8, para. 31)。

- (a) 企業が企業結合の価格を決定する方法について、他社に情報を提供する。特に、それらの作成者は、ある企業が、ターゲットとする企業へ支払う価格を決定する際に、ターゲットとする企業のスタンドアローン価格および期待されるシナジーの総額を見積もる。それらの作成者は、期待されるシナジーについての定量的な情報を開示することで、競合他社および潜在的な将来のターゲット企業が、その企業の最大価格を見積もることを可能にさせると述べている。この情報は、当該企業に将来のターゲット企業に対してより多く支払うことを強制するために使用する可能性がある。
- (b) 定性的な情報よりもより明確である。期待されるコストシナジーの量は、たいていシナジーの存在についての定性的な記述よりも、潜在的な余剰解雇の規模と範囲のより強いシグナルを送る。これらの作成者は、予想されるシナジーに関する定量的な情報が、したがって、情報が影響を受ける従業員にその情報が伝わる以前に、余剰解雇計画が、財務諸表において開示する場合に、企業の労働力を低下させ、法的な複雑性を導くことを述べている。

このように、期待されるシナジーに関する定性的な記述でさえも、企業の従業員に提供される情報が原因で、業務上の機密性があると述べている。また、従業員は、「シナジー」を「余剰解雇」として考える可能性が高いとする(pp.8-9, para. 32)。

22) 2022年4月26日公表の *IASB Update* (IASB [2022a]) に対する *Staff Paper* (IASB [2022c]) では、24 の大規模な企業結合のサンプルについて、企業が現在、企業結合について開示している情報をレビューし、ほとんどの企業が期待されるシナジーの定量的な情報を開示しているとする (IASB [2023b] p.9, paras. 34-35)。また、IFRS 会計基準を適用している企業のなかには、期待されるシナジーに関する定量的な情報を開示していない企業もあった。これらの企業は、シナジーを、*IFRS 3* para. B64 (e) を適用したのれんを構成する要因として識別してはいない。

さらに、期待されるシナジーに関する定量的な情報を開示した企業は、集計のレベルは多様であった。期待されるシナジーの合計を開示する企業もあれば、性質により期待されるシナジーの総額を分解する企業も

あった (IASB [2023b] p.9. para, 36)。

以上、性質により分解されるシナジーについての議論を通して、スタッフ分析として次のように議論を集約している。集計レベルに関するフィードバックは、利用者にとって最も有用な情報は、性質により分解されたシナジーの定量的な情報であることを示唆している。しかし、シナジーの合計を示す定量的な情報が提供され、それ以上分解されない場合でも、利用者は分析に対処することができる(IASB [2023b] p.11, para. 37)

参考文献

- 浅見裕子・宮宇地俊岳・山下知晃・米山正樹 [2021],「のれんの会計処理に係る包括的考察」『日本会計研究学会 スタディ・グループ 中間報告書』日本会計研究学会。
- 浅見裕子・宮宇地俊岳・山下知晃・米山正樹 [2022],「のれんの会計処理に係る包括的考察」『日本会計研究学会 スタディ・グループ 最終報告書』日本会計研究学会。
- 梅原秀継「2000」、『のれん会計の理論と制度─無形資産および企業結合会計基準の国際比較─』白桃書房。
- 斎藤静樹・福井義高 [2022a],「のれんの会計認識と経済分析 (1)」.『會計』森山書店,第201巻,第3号,311-322頁。
- 斎藤静樹・福井義高 [2022b], 「のれんの会計認識と経済分析 (2)」. 『會計』森山書店, 第201巻, 第4号, 369-380頁。
- 島崎杉雄 [2018],「のれんと経済的利益の関係— Canning による差額説を手掛かりとして—」『産業經理』産業経 理協会、第78巻、第3号、158-171頁。
- 島崎杉雄 [2023],「IASB におけるのれんの概念の変化—*IFRS 3*『企業結合』から DP『企業結合―開示,のれんおよび減損』を手掛かりとして―|『企業研究』中央大学企業研究所,第43号,133-153頁。
- 島崎杉雄 [2024a],「2020年から2023年の IASB『企業結合―開示,のれんおよび減損』プロジェクトの動向の整理 ―開示内容に関する議論を中心として―」『国士舘大学経営研究所紀要』国士舘大学経営研究所,第54号,39-60頁。
- 島崎杉雄[2024b],「買収とのれん・負ののれん計上の実態―日本国内の買収案件を対象とした調査とのれん・負ののれんの調査―|『国土舘大学経営論叢』国土舘大学経営学会、第13巻、第2号、83-117頁。
- 張櫻馨・三浦 敬 [2022],「日本におけるのれんの事後測定に関する実証研究」『産業經理』産業経理協会,第82巻, 第3号、41-53頁。
- 野口倫央 [2022],「のれんの事後測定と価値関連性—償却アプローチ vs 減損のみアプローチ—」『国際会計研究学会年報 2022年度』国際会計研究学会,第1号,19-32頁。
- 松下真也 [2022],「のれんの会計処理の研究―対応概念に基づく当初認識, 償却および減損―」『財務会計研究』 財務会計研究学会, 第15号, 1-25頁。
- 宮宇地俊岳 [2020],「のれんの会計処理をめぐる実証研究の棚卸しと展望」『国際会計研究学会年報』国際会計研究学会、2019年度第1・2合併号、29-44頁。
- 宮宇地俊岳 [2021a],「のれんの会計処理に関する実証研究レビュー」『經濟論叢』京都大学経済学会,第195巻,第2号,85-113頁。
- 宮宇地俊岳 [2021b], 「予期せぬのれんの減損認識と経済的帰結」『企業会計』中央経済社, 第73巻, 第3号, 96-104頁。
- 宮原裕一 [2022],「『のれん』の会計処理に関する日本の基準設定過程の再考:企業会計審議会第一部会の議事録 を通じて|『国士舘大学経営研究所紀要』国士舘大学経営研究所,第52号,139-158頁。
- 向伊知郎 [2021a],「のれんの償却は必要か? —減損のみアプローチの正当性—」『会計・監査ジャーナル』 第33巻, 第4号. (通巻第789号: 2021年4月号), 90-97頁。
- 向伊知郎 [2021b],「のれんの資産性〜当初認識に焦点を当てて〜」『愛知学院大学経営管理研究所紀要』愛知学院 大学経営管理研究所、第28号、33-51頁。
- 向伊知郎 [2022], 「のれんの会計処理と意思決定有用性―当初認識での過大計上と国民性の影響―」『愛知学院大

- 学経営管理研究所紀要』愛知学院大学経営管理研究所,第29号,43-55頁。
- 山田浩史 [2021],「のれんの減損テストのための IASB のヘッドルーム・アプローチ:検討の経過とその意義」『同志社商学』同志社大学商学会,第73巻,第3号,89-126頁。
- 山田浩史 [2022],「のれんの減損に関する国際的な会計基準の見直し: IASB のヘッドルーム・アプローチとのれんの償却の再導入の可否の検討」『同志社商学』同志社大学商学会,第74巻,第1号,165-168頁。
- 山内曉「2010]、『暖簾の会計』中央経済社。
- 渡邉宏美 [2022],「のれん見合い分の OCI 処理の可能性:取得のれんを費用化しない斎藤・福井 (2022). 案に関する考察」『産業經理』産業経理協会,第82巻,第3号,121-133頁。
- Canning, J. B. [1929], The Economics of Accountancy A critical Analysis of Accounting Theory, The Ronald Press Company.
- Colley, J. R. and A. G. Volkan [1988], "Accounting for Goodwill," Accounting Horizon, Vol. 2, Issue 1, pp. 35-41.
- Catlett, G. R. and N. O. Olson [1968], Accounting Research Study, No. 10, Accounting for Goodwill, American Institute of Certified Public Accountants, New York, U. S..
- Damodaran, A. [2005], "The Value of Synergy," *SSRN Paper Series*, No. 841486, https://ssrn.com/abstract=841486 (最終参照日:2024年5月31日).
- FASB [2007], Accounting Standards Codification, ASC 805, Business Combinations (Statement of Financial Accounting Standards, SFAS No. 141 Revision, Business Combination). Financial Accounting Standards Board.
- IASB [2004], International Accounting Standard, IAS 36, Impairment of Assets, International Accounting Standards Board.
- IASB [2008], International Financial Reporting Standard, IFRS 3 (Revised). Business Combinations, International Accounting Standards Board.
- IASB [2014], Request for Information, Post-implementation Review: IFRS Business Combinations, International Accounting Standards Board.
- IASB [2020], IFRS Standards, Discussion Paper, DP/2020/1, Business Combinations—Disclosures, Goodwill and Impairment, International Accounting Standards Board.
- IASB [2021a], *IASB Update, September 2021*, International Accounting Standards Board, https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/iasb/2021/iasb-update-september-2021/#5 (最終参照日:2024年5月31日).
- IASB [2021b], *IASB Update, November 2021*, International Accounting Standards Board, https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/iasb/2021/iasb-update-november-2021/(最終参照日:2024年5月31日).
- IASB [2021c], IFRS Staff Paper, Agenda ref: 18A, Project: Goodwill and Impairment, Paper topic: Expected Synergies Arising from Business Combination, November 2021, International Accounting Standards Board, https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/november/iasb/ap18a-goodwill-and-impairment-synergies.pdf (最終参照日:2024年5月31日).
- IASB [2022a], IASB Update, April 2022, International Accounting Standards Board, https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/iasb/2022/iasb-update-april-2022/#4 (最終参照日:2024年5月31日).
- IASB [2022b], IFRS Staff Paper, Agenda ref: 18, Project: Goodwill and Impairment, Paper topic: Cover Paper and Background, April 2022, International Accounting Standards Board, https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2022/april/iasb/ap18-goodwill-impairment-cover-paper.pdf (最終参照日:2024年5月31日).
- IASB [2022c], IFRS Staff Paper, Agenda ref: 18C, Project: Goodwill and Impairment, Paper topic: Staff Examples, April 2022, International Accounting Standards Board, https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2022/april/iasb/ap18c-goodwill-impairment-staff-examples.pdf (最終参照日:2024年5月31日).
- IASB [2022d], IASB Update, IASB and joint IASB-FASB Update, September 2022, International Accounting Standards Board, https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/iasb/2022/iasb-update-september-2022/#8 (最終参照日:2024年5月31日).
- IASB [2022e], IASB Update, December 2022, International Accounting Standards Board, https://www.ifrs.org/

- 「論文」シナジーの対象概念とコアのれんに対する記述の変化-2020年から2023年の IASB「企業結合-開示、のれんおよび減損」プロジェクトの動向を手掛かりとして-(島崎)
 - news-and-events/updates/iasb/2022/iasb-update-december-2022/#5 (最終参照日:2024年5月31日).
 - IASB [2023a], *IASB Update, January 2023*, International Accounting Standards Board, https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/iasb/2023/iasb-update-january-2023/#2 (最終参照日:2024年5月31日).
 - IASB [2023b], IFRS Accounting Staff Paper, Agenda reference: 18B, Project: Business Combinations—Disclosures, Goodwill and Impairment, Topic: Expected synergies, January 2023, International Accounting Standards Board, https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2023/january/iasb/ap18b-bcdgisynergies.pdf (最終参照日:2024年5月31日).
 - IASB [2023c], In brief: Business Combinations—Disclosures, Goodwill and Impairment, Project Update, January 2023, International Accounting Standards Board, https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/goodwill-and-impairment/inbrief-businesscombs-jan2023.pdf (最終参照日:2024年5月31日).
 - IASB [2023d], *IASB Update, July 2023*, International Accounting Standards Board, https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/iasb/2023/iasb-update-july-2023/#3 (最終参照日:2024年5月31日).
 - IASB [2023e], IFRS Accounting Staff Paper, Agenda reference: 18C, Project: Business Combinations—Disclosures, Goodwill and Impairment, Topic: Disclosure requirements for specific types of entities, July 2023, International Accounting Standards Board, https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2023/july/iasb/ap18c-bcdgi-disclosure-requirements-for-specific-types-of-entities.pdf (最終参照日:2024年5月31日).
 - IASB [2023f], *IASB and joint FASB-IASB Update, September 2023*, International Accounting Standards Board, https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/iasb/2023/iasb-update-september-2023/#4 (最終参照日: 2024年5月31日).
 - Johnson, L. T. and K. R. Pertrone [1998], "Is Goodwill an Asset?," Accounting Horizons, Vol. 12, No. 3, pp. 293-303.
 - Ma, R. and R. Hopkins [1988], "Goodwill An Example of Puzzle Solving in Accounting," *ABACUS*, Vol. 24, No. 1, pp. 75-85.
 - Miller, M. C. [1973], "Goodwill An Aggregation Issue," The Accounting Review, Vol. 48, No. 2, pp. 280-291.
 - Tearny, M. G. [1971], A Critical Analysis of Accounting for Goodwill, Ann Arbor, University Microfilm, Missouri, U.S..

<付 記>

本研究は、独立行政法人日本学術振興会交付の科学研究費補助金若手研究(課題番号:20K13647)「のれんとシナジーに関する研究」(研究代表者:島崎杉雄. 2020年度から2023年度)助成を受けた研究成果の一部である。